

10. NPO 法人が作成すべき計算書類は何ですか？

NPO 法人は NPO 法により事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に事業報告書、計算書類、財産目録、役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を所轄官庁に提出しなければいけないことになっています。このうち、NPO法で計算書類と言われているものは、活動計算書及び貸借対照表ですが、これには注記が含まれます。これらの計算書類は NPO 法人会計基準に従って作成します。NPO 法人会計基準では財産目録はこれらを補完する書類としています。

NPO 法人会計基準については、「[みんなで使おう！NPO 法人会計基準](#)」をご覧ください。（NPO 法人会計基準では財務諸表という用語が使われていますが、NPO法の計算書類と同じ意味です。）

なお、平成 24 年(2012 年)4 月より改正 NPO 法が施行され、平成 24 年 4 月 1 日以降以降に開始する事業年度からは従来の収支計算書から、活動計算書に改められたわけですが、経過措置として、当分の間、収支計算書によることも認められます。

また、NPO 法人が法人税法上の収益事業を行っている場合には法人税等の申告書を税務署、都道府県税事務所及び市役所等に提出しなければならず、その場合には収益事業に係る損益計算書を提出することとなっています。